

## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																																				
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））																																																			
地区名	とよたしすぎもとまちきたがいと 豊田市杉本町北垣内																																																			
事業箇所	豊田市杉本町北垣内地内																																																			
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。																																																			
事業目標	【達成（主要）目標】 法枠工125.5m <sup>2</sup> 、固定工23.5m <sup>2</sup> を設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。																																																			
事業費	<table border="1"> <tr> <td>事業費</td><td>内訳</td></tr> <tr> <td>8百万円</td><td>■工事費 8百万円</td></tr> </table>	事業費	内訳	8百万円	■工事費 8百万円																																															
事業費	内訳																																																			
8百万円	■工事費 8百万円																																																			
事業期間	採択予定年度 平成29年度 着工予定年度 平成30年度 完成予定年度 平成30年度																																																			
事業内容	法枠工125.5m <sup>2</sup> 固定工23.5m <sup>2</sup>																																																			
II 評価																																																				
①事業の必要性	1) 必要性 当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。 また、費用対効果分析結果（B/C）は4.27となり、基準値である1.0を超えており、効果が期待できる。																																																			
	判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																		
②事業の実効性		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																																		
	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td><td>H33</td><td>H34</td><td>H35</td><td>H36</td></tr> <tr> <td rowspan="5">工種区分</td><td>調査・設計</td><td>↔</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td>↔</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>法枠工</td><td>↔</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>固定工</td><td>↔</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（百万円）</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	工種区分	調査・設計	↔	↔						工事	↔	↔						法枠工	↔	↔						固定工	↔	↔						事業費（百万円）	8						
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																												
工種区分	調査・設計	↔	↔																																																	
	工事	↔	↔																																																	
	法枠工	↔	↔																																																	
	固定工	↔	↔																																																	
	事業費（百万円）	8																																																		
2) 地元の合意形成	地元説明会を経て合意済み。																																																			
判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																																			
	【理由】 事業計画に無理がなく、地元の合意もあるため、事業の実効性が期待できる。																																																			
III 対応方針																																																				
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																																			
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																				
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p>																																																				

【主な評価内容】